

2018年12月20日政府交渉質問書

パンフレット「放射線のホント」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略について

復興庁 様

2018年12月3日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

前回7月5日に引き続き、「放射線のホント」について、論議を深めたいと思います。

すべての質問に対して12月17日（月）までに文書回答してください。

12月20日は、事前回答をもとに質疑を行います。短い時間に質疑を深めるために、よろしくお願いします。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略と文科省放射線副読本再改定について

例えば、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の「1. 知ってもらおう」の（4）風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策①放射線教育」において、「(a)放射線副読本については内容及び構成を見直す。また、いたずらに不安を煽る曖昧な表現は避けるとともに、児童生徒がしっかり理解できるように小問題を入れるなどの工夫を行う。(b)以下省略」と書かれています。

放射線副読本は文部科学省の管轄です。その内容を上記のように「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」で指定・指示することができる根拠はあるのですか。

パンフレット「放射線のホント」に関して

- 5 ページの記述に関して、前回交渉で私たちは、自然の放射線とは違って「福島原発事故の被ばく」は「不当な被ばく」であると指摘しました。
これに対して復興庁は終始「余分な被ばく」との見解を押し通されました。
 - 見解を変更されるつもりはありませんか。
 - 見解を変更されない場合、福島原発事故による放射線被ばくについて、加害者と被害者があることを認められますか。
 - 「自然の放射線はゼロにできなくても、例えば脱原発によって、原発事故による放射線被ばくはゼロにできる」ことを認められますか。
- 100mSv以下の放射線被ばくによる健康影響は「検出困難」(p.16)とし、切り捨てられています。
 - 法令で決められている公衆の被ばく限度は年間1mSvです。
 - 100mSv以下の放射線被ばくでも健康影響が生じるとする重要な調査・研究があり（参考資料-1）、労働衛生行政・医療分野では100mSv以下の被ばくの健康影響のリスクを考慮した被ばく低減のための様々な対応がとられています（参考資料-2）。これらの事実を認められますか。
 - 福島原発事故の放射線被ばくについて100mSv以下の健康被害を切り捨てる根拠は何ですか。

参考資料－ 1

医療用 X 線の胎児被ばくの影響を調べた 1971 年のスチュアートらの大規模な調査結果¹⁾ は 2mSv 前後の低線量域被ばくによる小児がん死の増大を示しました。イギリス(1985～2002 年)²⁾やオーストラリア(1985～2005 年)³⁾ の CT 検査の被ばく影響調査は 10mSv 以下でも白血病やがんのリスクが増加すること、特に小児及び青年(22 歳以下)で大きいことを示しました。

- 1) A. Stewart:Low Dose Radiation Cancers in Man ;Adv. In Cancer Res. 14(1971): 359-390
- 2) Pearce,M.S. etal.:Radiation exposure from CT scans in childhood and subsequent risk of leukaemia and brain tumors : a retrospective cohort study , Lancet 2012 August :4:380(9840) 499~505
- 3) John D Mathews et.al. : Cancer risk in 680000 people exposed to computed tomography scans in childhood or adolescence ;data linkage study of 11 million Australians ; BMJ 2013;346:f2360 doi:10.1136/bmj.f2360(published 22 May 2013)

参考資料－ 2

例えば日本では、結核予防法の改定を機に、2010 年に、労働安全衛生法の定期健康診断ですべての対象者に義務づけられていた胸部エックス線検査が、40 歳未満で見直され、省略基準が追加されました。

連絡先	原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-5 曙橋コーポ 2 階 B Tel : 03-3357-3800 ヒバク反対キャンペーン〒666-0115 兵庫県川西市向陽台 1-2-15 建部暹 Tel&Fax : 072-792-4628
-----	---

2018年12月20日政府交渉質問書

再改定版「放射線副読本」について

文部科学省 様

2018年12月3日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

すべての質問に対して12月17日（月）までに文書回答してください。

12月20日は、事前回答をもとに質疑を行いますので、よろしくお願ひします。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略と文科省放射線副読本再改定等について

例えば、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略（以後「戦略」と表記）」の「1. 知ってもらう」の（4）風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策①放射線教育」において、「(a)放射線副読本については内容及び構成を見直す。また、いたずらに不安を煽る曖昧な表現は避けるとともに、児童生徒がしっかり理解できるように小問題を入れるなどの工夫を行う。(b)以下省略」と書かれています。

1. 放射線副読本は文部科学省の管轄です。その内容に関して上記のように「戦略」で指定・指示されていることについて、文科省の見解を示してください。
2. 今回の放射線副読本再改定で上記「戦略」とは独自の改定部分はどこですか、具体的に示してください。
3. 上記「戦略の」「3. 来ってもらう」の主要な取り組みの1つとして、教育旅行などに政府が介入することを文科省はどのように考えていますか。

再改定版「放射線副読本」に関して

総論

1. 2014年の改訂版では、東電福島第一原発事故と被害から始まっていましたが、今回の再改訂版では初版同様に「放射線はどこにでもある」から始まっています。
改訂版は問題点は多く残っていましたが、初版に対する撤回運動を反映して、東電福島第一原発事故の汚染と被害について教えようとするものでした。文部科学省は再改訂版副読本をどのように位置づけているのですか。
2. 放射線はどこにでもありゼロにできないという趣旨の学習からはじまり、100ミリシーベルト未満の放射線被ばくの危険性を全く伝えない副読本は、東電福島第一原発事故がまき散らした放射性物質による汚染やその放射線による被ばく、それがもたらした被害、被害の全体、国と東京電力の責任、このような事故は2度と繰り返してはならないこと、を学習することに結びつかないではありませんか。
3. 東電福島第一原発事故の被害がほんの一部しか記述されていません。記載された内容も被害の深刻さが伝わりません。
 - ・避難指示地域以外の住民も含めて、広範な地域の住民が被ばくさせられたこと。
 - ・浜通り12市町村の除染特別地域以外に、福島県、宮城県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、千葉県の104もの市町村で除染対象地域（汚染状況重点調査地域）が指定されたこと。

- ・避難に伴い入院患者が多数死亡したこと。
 - ・事故で受けた様々な被害の結果福島県で 100 人を超える人が自死したこと。
 - ・2200 人を超える人々が「関連死」したこと。
 - ・避難や放射能汚染により経済的損失を被ったこと
 - ・地域の産業が破壊されたこと。
 - ・生業が破壊されたこと。
 - ・育ち、住み慣れた故郷を失ったこと。
 - ・避難や帰還などの間に家族がバラバラにされたこと。
 - ・放射能汚染、通いなれた学校からの避難、避難の繰り返しにより、子供の学習権が失われたこと。
 - ・SPEEDI 情報が生かされず、放射能が拡散した方角に避難してしまったこと。
 - ・避難指示地域以外からの避難は「自主避難」とされ、住宅支援策が打ち切れ、大きな負担・家族離散などの被害が生じたこと。
 - ・東電福島第一原発事故により、多数の被ばく労働者が生み出されたこと、高線量の過酷な被ばく労働が強いられたこと。具体的には、
 - * 緊急事被ばく労働の被ばく限度が、広島原爆の爆心地から 1.7km での遮蔽なし直接被ばくに相当する 250mSv に引き上げられ、約 900 人が 50mSv を超えるなど、多数の労働者が危険にさらされ大量被ばくさせられた。
 - * これまでに 5 万人を超える労働者が福島第一原発で被ばく労働に従事した。
 - * 除染作業に 10 万人を超える多数の労働者が従事した。
 - * 多数の労働者の過酷な被ばく労働を前提に、今後 40 年間とも言われる長期にわたる廃炉作業が予定されている。
 - ・生存権など住民や被ばく労働者の人権（人格権）が蹂躪されたこと。
- これらの被害の実相が子供に分かるよう丁寧に記載されていない理由は何ですか。

4. 原発重大事故を繰り返さないために、東電福島第一原発事故の被害にしっかり向き合うことが必要です。「原爆被爆国」日本では、原爆の放射線被害に学ばなければなりません。再改訂版放射線副読本にはこの視点が欠如しています。
5. 東電福島第一原発事故が起きた原因を「地震と津波」だけにしています。
 - ・東電が安全対策を怠った事実と責任、国が東電に安全対策を取らせなかった事実と責任に全く触れていません。
 - ・スリーマイル島原発重大事故、チェルノブイリ原発重大事故が起きて原発事故が現実になったにもかかわらず、国が原子力発電推進政策をとり続けた事実とその責任に触れていません。

再改訂版放射線副読本に事故を招いた原因と責任について何ら記載していない理由を示してください。
6. 東電福島第一原発事故の被害者と国が裁判などで争っている内容の「国の主張」だけを文科省作成の副読本に書くことをどのように考えていますか。
7. 再改訂版放射線副読本は科学と事実に反しています。それは、福島原発事故の放射線被害を過少に見せ、事故被害者への健康管理や補償を切り捨て、人権を蹂躪し、事故の責任をとりあげず、子どもと保護者にウソの情報で国の政策を刷り込み、原発運転・再稼働の承認を迫るものになっています。学校教育に対する不当な支配です。文科省に再改訂版放射線副読本は撤回すべきと考えますがどうですか。

【資料】風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 <抜粋>

I. はじめに

II. 強化内容

1. 知ってもらう（放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭）

- (1) 伝えるべき対象、(2) 伝えるべき内容、(3) 発信の工夫
- (4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

本戦略に基づき、(3) までの記載した事項について効果的に実施するため、以下の取組を行う。

①放射線教育

福島県内だけでなく、県外の児童生徒にもしっかりと伝えるべき内容が伝わるような「仕組み」をつくる。

(a)放射線副読本については内容及び構成を見直す。また、いたずらに不安を煽る曖昧な表現は避けるとともに、児童生徒がしっかり理解できるように小問題を入れるなどの工夫を行う。

(b)放射線副読本の使用にとどまらず、児童生徒に具体的に伝わるように以下の取組を行う。その際、教師等教育関係者や保護者へも伝わるよう工夫を行う。

i)出前授業や教師・教育委員会職員への研修は規模を拡充し、改訂した放射線副読本を具体的に使用するとともに、個々の教師が授業で使いやすいコンテンツの開発を行う。その他、放射線教育に対する教育委員会への理解を求める取組を進める。

ii)原子力災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成するため、理科、社会、技術・家庭、保健体育などの各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動において放射線に関する教育を行う。具体的には、当該教育において国が副読本や指導資料等の参考資料を作成・共有するに際しては、放射線に関する情報やモデル事例を記載する。また、放射線に関する教育においても主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進に取り組む。さらに、例えば食の安全や、がん、災害などを授業等で取り扱う際に、放射線に関しても併せて扱うなどの工夫を促す。

iii)保護者等にも放射線教育を理解してもらえる取組を進める。その際、親子による放射線副読本の活用を促す工夫を施したり、教師への研修等の機会を通じて、授業参観等における放射線教育の実施を促す工夫を行う。

iv)福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」をはじめとした放射線教育関連施設への訪問の促進、教育委員会を通じた全国の博物館等への放射線教育に関する情報提供の実施、コミュタン福島が保有する放射線教育コンテンツの国立科学博物館等における活用の検討など、課外活動や学校外活動を通して放射線の正しい知識に触れられる機会を増加させるよう工夫する。

(c)放射線教育を促進する大前提として、いかなる理由があっても「いじめ」は決して許されず、事故によって避難したことを理由とする「いじめ」も同様であることを改めて徹底する。

②妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ～ ⑥広く国民一般への情報発信

(5) 被災地の不安払拭に向けた取組

2. 食べてもらう（農林水産物の風評の払拭）
3. 来てもらう（観光業における風評の払拭）

連絡先	原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ 2階B Tel : 03-3357-3800 ヒバク反対キャンペーン〒666-0115 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部暹 Tel&Fax : 072-792-4628
-----	---

2018年12月20日政府交渉質問書

年間20mSv基準による福島原発事故被害者切り捨て政策について

原子力災害対策本部 様

2018年12月3日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

この質問書は2017年2月28日の政府交渉で回答者不在の事態が生じ、2017年5月16日付再質問書を経て、2018年7月5日の政府交渉で「原子力災害対策本部が責任をもって回答する」となったものです。

- ・2017年5月16日付再質問書で一部ご回答いただいている箇所もありますが、ごく一部ですので、この際、すべての質問に対して12月17日（月）までに文書回答してください。
- ・なお、（v追加）は国連人権理事会のドイツ政府勧告に関連する質問で、新たに追加したものです。外務省からの回答が適切な所があれば、原子力災害対策本部と外務省でご相談の上、ご回答ください。

12月20日は、事前回答をもとに質疑を行います。短い時間に質疑を深めるために、よろしくお願ひします。

年間20mSv基準による福島原発事故被害者切り捨て政策を撤回してください

政府は福島原発事故の避難指示解除をすすめてきました。その被ばく条件として年間20mSvを確実に下回ることを挙げています。元になっているのは、原発事故の「現存被ばく状況」で参考レベルを年間1mSv～20mSvとするICRP2007年勧告です。

(i) 福島原発事故避難者の帰還の被ばく線量規準は、公衆の被ばく線量限度年1mSvが放棄され、「年間20mSv以下」とされています。これは現行法体系に反し、許されないと考えます。

下記の①～③について、見解を示してください。

- ① 年間20mSvまでの被ばくの容認は、公衆の被ばく限度を年間1mSvと定めた現行法に反しています。
- ② 年間20mSvは、公衆の被ばく限度年間1mSvの20倍、放射線管理区域に指定される基準3か月1.3mSv（年5.2mSv）の4倍にもなります。
これは、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」の第三条「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもって、その基本方針としなければならない。」に反します。
- ③ 「年間20mSv以下」を帰還の線量基準とすることは、住民の健康・生存等の人権を破壊するもので憲法違反です。

(ii) 年間20mSvの被ばくが健康被害をもたらすことは下記の事実によって示されています。

①～⑤について同意できない場合はそれぞれ見解を示してください。

- ① がん白血病などの確率的影響は、原爆被爆者の追跡調査で低線量まで生じることが分かっており、被ばく線量と健康影響の関係を直線関係に当てはめ単位線量あたりの被ばくのリスクが評価されています。
同様に、被ばくのリスクと被ばく線量の直線関係は原子力施設の労働者の疫学調査からも明かにされています。
- ② 原爆被爆者、原子力施設の被ばく労働者の調査から得られた被ばくのリスクはほぼ一致しています。その値（生涯絶対リスク）は10人・Svで、ほぼ1人のがん・白血病死がもたらされます。

- ③ この値と、線量—健康影響の直線関係から、被ばくした人々のがん・白血病のリスク（被害）が評価されます。
- ④ 政府は100mSv以下の被ばくによる健康影響は他の要因のリスクによる変動の範囲とし、被ばくの被害を認めていません。しかし、上記①、②、③の疫学調査で明らかにされた結果からは、例えば1万人が全員20mSv被ばくするとがん白血病死だけでも20人の被害が生じます。罹患数はもっと多くなります。20mSvの放射線被ばくが及ぼす被害を全く無視することは被害の切り捨てです。
- ⑤ 子どもの放射線被曝による影響は深刻で、イギリスにおけるCT検査した0歳から22歳までの子供の調査では平均7.1mSvを被曝した子どもの白血病の罹患率が対照群に比べ1.4倍も高くなっていることが報告されています。(Pearce, M. S et. al: Lancet 2012)
- 同様に、CT検査を受けたオーストラリアの0歳から19歳までの68万人の子供の調査では、平均被曝線量が5.7mSvで、がん罹患率の相対リスクはヒバクしていない子どもの1.29倍にもなっており統計的にも有意な差があったことを示しています。(Mathews, J. D: BMJ: 2013)
- この2例が示すように、放射線の感受性が高い子どもにとっては、20mSv以下の被ばくであっても白血病やガンの罹患率が高くなります。

(iii) 年間20mSvはチェルノブイリ事故後も原発を推進し続けるために国際的に導入された基準であり、フクシマを繰り返すな、原発再稼働反対の世論とは逆行するもので、採用すべきではないと考えます。

見解を示してください。

(iv) 「避難解除の被ばく基準年間20mSv以下」を撤回し、年間1mSv以下への被ばく低減を早急に行うべきと考えます。見解を示してください。

(v 追加) 年間20mSv基準は国連人権理事会でも取り上げられています。昨年、日本政府は勧告（ドイツ政府）の受け入れを表明しています（日本政府の受け入れ分類：フォローアップ）。

しかし、この夏以降も、国連人権理事会「報告者」が子どもと妊婦の被ばくを低減すべきと繰り返し指摘しています。

「特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し・・・」というドイツ政府の勧告に対して、原子力災害対策本部が行ってきたこと、今後行う計画を示してください。

参考資料（外務省ホームページより）

【ドイツ政府勧告に関して】 161. 以下に記載されている勧告は日本により検討され、第37回人権理事会までに回答がなされる予定である。(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000346504.pdf>)

161. 216. 特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。(ドイツ)

【同勧告の受け入れに関して】 日本は、2014年11月14日に実施されたUPR審査で出された217の勧告について真剣に検討し、次のように回答する。(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000346502.pdf>)

161. 216. フォローアップすることに同意する。

連絡先	原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B Tel : 03-3357-3800 ヒバク反対キャンペーン〒666-0115 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部暹 Tel&Fax : 072-792-4628
-----	---

2018年12月20日政府交渉質問書

モニタリングポスト撤去、ALPS 処理水海洋放出、避難計画基準「7日間 100mSv」について

原子力規制委員会 様

2018年12月3日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

すべての質問に対して12月17日（月）までに文書回答してください。

12月20日は、事前回答をもとに質疑を行います。短い時間に質疑を深めるために、よろしくお願いします。

1. リアルタイム線量測定システムのモニタリングポスト撤去に関して

2018年3月、原子力規制委員会は、福島県内の子どもが集まりやすい幼稚園、保育園、学校、公園に設置されているリアルタイム線量測定システムのモニタリングポストの80%を3年で撤去する方針を決めました。住民の反対を受けて自治体が次々と撤去反対を表明する中、6月から各地で原子力規制委員会の説明会が行われています。公開されている説明会議事録を見ると、いずれの説明会でも「撤去反対」の意見が圧倒的多数です。

(1) 7月5日の政府交渉で、事故前に比べてまだ線量が高いこと、身近にモニタリングポストがあることで市民が日常的に線量を把握できること、40年ともいわれている廃炉作業が終わるまで撤去すべきでない、など福島の参加者が次々と発言し、モニタリングポスト撤去方針の撤回を求めました。

説明会でも多数の人々がこのような意見を表明しています。

こうした現状を確認して下さい。

(2) 報道によれば、撤去反対の市町村は25（7/14 福島民報）から33（10/12 NHK）へと増加しています。

こうした現状を確認して下さい。

(3) 原子力規制委員会はモニタリングポスト撤去方針を撤回すべきと考えます。見解を示してください。

住民の意見、自治体の反対表明等を受けて、原子力規制委員会でどのように論議が行われたのかも示してください。

2. ALPS 処理水海洋放出に関して

ALPS 処理水にはトリチウムや半減期1570万年のヨウ素129など62核種が含まれ、タンク貯留水の85%が法定濃度を超えています。海洋を汚染し、原発事故被害者をさらに苦しめるALPS 処理水の海洋放出は許されません。

(1) 8月末の富岡・郡山・東京での公聴会でも反対意見が圧倒的でした。原子力規制委員会はどのように受け止めたのですか。

(2) この問題について、9月以降、原子力規制委員会でどのような論議が行われたのですか。

(3) 海洋を汚染し、原発事故被害者をさらに苦しめる ALPS 処理水海洋放出は撤回すべきと考えます。原子力規制委員会の現在の見解を示してください。

3. 避難計画基準「7日間 100mSv」に関して

原子力規制委員会は10月17日、来年の IAEA 技術文書の再改訂予定を受けて、避難計画の基準を7日間 100mSv と決定しました。

基本的には ICRP2007 勧告に従った決定で、現行の「7日間 50mSv 相当の基準」を緩和するものです。しかも、「どんなに極端な事故においても、被ばく線量はその水準を超えないことを求めるものではない。」としています。

(1) 今回の決定は現行の「7日間 50mSv に相当する基準」を緩和するものです。その根拠を示してください。

(2) どんなに極端な事故においても、被ばく線量はその水準を超えないことを求めるものではないとされています。実際に上記の極端な事故が起きた場合、住民の被ばく線量はどのようになると推定されていますか。

(3) 今回の決定は原発重大事故時に住民に大量被ばくを強いるものであると考えます。原子力規制委員会の見解を表明してください。

(4) 原発重大事故時に住民に大量被ばくを強いる今回の決定は撤回すべきと考えます。原子力規制委員会の見解を表明してください。

連絡先	原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ 2階B Tel : 03-3357-3800 ヒバク反対キャンペーン 〒666-0115 兵庫県川西市向陽台 1-2-15 建部遅 Tel&Fax : 072-792-4628
-----	---

帰還困難区域の除染に関する質問書

原子力災害対策本部 様
環境省 様

2018年12月3日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

この質問書は今回12月20日の「放射線のホント」、再改定版放射線副読本、福島事故関連課題に関する政府交渉にかかわらない質問書です。

12月20日に「文書回答」を下さい。

調査結果等が後日になるようであれば、明らかになった時点で追加のご回答をください。

この課題については、文書回答をもとに私たちの間で問題点を検討し、次回交渉で取り上げたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

帰還困難区域の除染の危険性について

政府は帰還困難区域に「特定復興再生拠点区域」を設け、除染工事を開始しています。「帰還困難区域」の除染作業は被ばく線量が特に高く危険です。9月の国連人権理事会で、除染労働者に多くの被ばくを強いるので除染計画を縮小すべきと報告されています。

労働者の安全と健康を守る立場から「帰還困難区域の除染の危険性について質問します。

- (1) 今回の除染作業について、政府の管轄省庁はどこですか。
- (2) どのような規模の除染作業が見込まれていますか。
- (3) 現場の放射線環境を事前調査していますか。調査結果があれば示してください。
- (4) 今回、除染作業に対してどのような放射線防護措置が取られるのですか。
- (5) 被ばく線量をどのように予測していますか。
- (6) 9月の国連人権理事会で、除労働者に多くの被ばくを強いるので除染計画を縮小すべきと報告されています。政府としてどのように受け止めていますか。

連絡先	原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B Tel : 03-3357-3800 ヒバク反対キャンペーン 〒666-0115 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部遅 Tel&Fax : 072-792-4628
-----	---